

第 135 回江東区都市計画審議会議事録

【 開催日：平成 27 年 10 月 29 日（木）】

作成担当：都市整備部 都市計画課

開催日時	平成27年10月29日(木)午後2時 (午後2時58分終了)
開催場所	江東区役所3階 区議会)全員協議会室
議題	(諮問事項) ・建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について(廃棄物処理施設) (報告事項) ・江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画の策定について
会議進行の概要	1 開会 2 委員・幹事紹介 3 諒問事項(説明・審議・採決) 4 報告事項(説明・質疑・応答) 5 その他 6 閉会
出席者 (敬称略・順不同)	【委員】苦瀬 博仁、(篠崎 道彦)、島田 正文、松本 みどり、宮崎 祐助 榎本 雄一、米沢 和裕、中嶋 雅樹、石川 邦夫、河野 清史、 白岩 忠夫、(徳永 雅博)正保 幹雄、(羽村 真)、小黒 幸義、 (小林 一浩)、松土 英男、石島 龍治、竹口 友章、岩崎 孝一、 三輪 さおり、石田 真耶、(後藤 智子) 【幹事】大井副区長、都市整備部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、 住宅課長、建築課長、(建築調整課長)、地域整備課長、企画課長、 港湾臨海部対策担当課長、温暖化対策課長、環境保全課長、 清掃リサイクル課長、管理課長、(道路課長)、(河川公園課長)、 交通対策課長
	()は欠席
傍聴人	なし
配布資料	資料1 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について(廃棄物処理施設) 資料2 江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画
審議経過	諮問事項は全員賛成により、妥当とされた。

午後 1 時 5 9 分 開会

◎開会の宣告

○会長 定刻になりましたので、これより第 135 回江東区都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、まず、本日の欠席者及び定足数の確認について、事務局よりご報告をお願いいたします。

◎欠席者及び定足数確認の報告

○事務局（都市計画課長） 私、都市計画課長の高垣と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、篠崎委員、徳永委員、羽村委員、小林委員、後藤委員の 5 名から欠席の届け出がございました。

これにより、本日は委員の 2 分の 1 以上の出席が認められることから、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

◎委員・幹事紹介

○会長 初めに、前回の審議会の開催以後でございますが、人事異動の関係で関係機関の委員の方が 3 名かわされました。また区議会選出委員 8 名の方の交代がございました。さらに、幹事の一部にも人事異動がございました。事務局より改めて全委員及び幹事の紹介をお願いいたします。

○事務局（都市整備部長） それでは、私から全委員及び幹事のご紹介をさせていただきたいと思います。お手元に配付の名簿をごらんいただきたいと思います。名簿記載のとおりご紹介させていただきます。

まず、学識政権者の方々のご紹介でございます。

会長の苦瀬博仁委員でございます。

次に、会長職務代理の篠崎道彦委員でございますが、本日は欠席のご連絡をいただいております。

島田正文委員でございます。

松本みどり委員でございます。

宮崎祐助委員でございます。

次に江東区議会議員選出の方々をご紹介させていただきます。

榎本雄一委員でございます。

米沢和裕委員でございます。

中嶋雅樹委員でございます。

石川邦夫委員でございます。

河野清史委員でございます。

白岩忠夫委員でございます。

徳永雅博委員でございますけれども、本日は欠席のご連絡をいただいております。

正保幹雄委員でございます。

次に、関係行政機関の委員をご紹介させていただきたいと思います。

羽村真委員でございますけれども、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

小黒幸義委員でございます。

小林一浩委員でございますけれども、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、区民代表の委員をご紹介させていただきたいと思います。

松土英男委員でございます。

石島龍治委員でございます。

竹口友章委員でございます。

岩崎孝一委員でございます。

三輪さおり委員でございます。

石田真耶委員でございます。

後藤智子委員でございますけれども、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、委員名簿の裏面をごらんいただきたいと思います。幹事をご紹介させていただきます。

大井副区長でございます。

高垣都市計画課長でございます。

天野まちづくり推進課長でございます。

岩瀬住宅課長でございます。

西尾建築課長でございます。

谷川建築調整課長は、本日公務によりまして欠席でございます。

池田地域整備課長でございます。

武田企画課長でございます。

福田港湾臨海部対策担当課長でございます。

小林温暖化対策課長でございます。

関戸環境保全課長でございます。

綾部清掃リサイクル課長でございます。

杉田管理課長でございます。

中尾道路課長及び大谷河川公園課長につきましては、本日公務によりまして欠席でございます。

炭谷交通対策課長でございます。

最後になりましたが、私、都市整備部長の吉川でございます。

委員及び幹事の紹介は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

◎傍聴者数の報告

○会長 次に、本日の傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 本日の傍聴でございますけれども、傍聴の方はいらっしゃいません。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問

○会長 次に、本日の諮問についてでございます。本審議会に対し、江東区長より諮問がなされておりますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 恐れ入ります、諮問文の前に配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まずは、机上に本日の次第と名簿と座席表があわせてA4で3枚配付してございます。

あと1点、座席表でございますが、右側中段の羽村委員の部分でございますけれども、深川消防署長となってございますけれども、深川警察署長の誤りでございますので、この場で訂正させておわびさせていただきます。申しわけございません。

あと、先だって郵送でお送りしました資料1と右肩に振ってあるA4のペーパー、3枚のホチキスどめが1部と江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基

本計画の A 4 の冊子が 1 冊ございますが、もしお持ちいただかなかった委員の方については、事務局で用意してございますけれども、皆様お手元にございますか。

(資料が不足している委員はなし)

○事務局（都市計画課長） わかりました。それでは、資料のほう、お手元にありますということで、諮問文を読み上げさせていただきます。

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定により、下記の件について諮問する。

平成 27 年 10 月 29 日 江東区長 山崎孝明

1. 建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可について（廃棄物処理施設）

江東区決定案件でございます。

○会長 ありがとうございました。

◎諮問事項 1 「建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可について（廃棄物処理施設）」

○会長 それでは、これより諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項の 1 「建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可について（廃棄物処理施設）」を審議いたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 諮問事項 1 についてご説明いたします。恐れ入ります、資料 1 をごらんください。

建築基準法第 51 条の規定では、ごみ処理施設等を建築する場合には、あらかじめその位置、建築場所が都市計画決定されていることが原則であります。しかしながら、そうでない場合には、都市計画審議会の議を経て建築の許可をするというものでございます。

今回の施設につきましては、既に許可を取得して稼働している施設でございますが、今般、処理量等の変更に伴い、新たに許可が必要となったものでございます。

申請者は、有明興業株式会社でございます。

申請施設は、若洲二丁目 8 番 17 号で、平成 22 年に許可を得てございます。

施設の概要は、資料 1 の 4 番に書いてございますが、種類としては、一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設。

用途地域等としましては、工業専用地域臨港地区の工業港区となってございます。

建築物の概要につきましては、構造は破碎機棟が鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の平屋、R P F 棟が鉄骨造の地上 5 階建て、自動車解体棟が鉄骨造一部鉄骨鉄筋

コンクリート造の地上2階、R P F貯蔵棟が鉄筋コンクリート造地上2階、事務所棟が鉄骨造の地上3階、敷地面積が8,551.88平方メートル、建築面積は3,189.17平方メートル、延べ面積が5,192.04平方メートルとなつてございます。

施設の位置につきましては、3ページにお示ししてございます。若洲の南西のくぼんでいるところに位置してございます。

4ページ、5ページに計画図と施設配置図等が書いてございます。あわせてご覧ください。

今回の施設につきましては、建物自体の増築はないということで伺つてございます。今般変更する事業内容でございますけれども、資料1－2ページにお戻り願います。

5番の事業内容の一覧表の中段に太字で囲つてある部分に処理量の変更が書いてございます。表の右側の変更の部分でございます。廃プラスチック類の処理量を1日約181トンに増やして、新たに金属くずを1日当たり圧縮36トン、ガラスくずを1日当たり破碎約19トン処理するものでございます。

あと、本件についての補足でございますが、当該事業者が事業を拡充するに至つた経緯としましては、新木場にある江東区リサイクルパークの廃止に伴う民間への事業委譲を当該事業者が受けこととなつたことが要因であることを申し添えます。

今後ですが、本審議会で妥当ある旨の答申がなされれば、11月ごろの許可を経て、平成28年2月から3月にかけて設備工事が行われ、4月に事業開始となる予定でございます。私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまからの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 私のほうから1点確認させていただきます。リサイクルパークが終了することで、こちらの事業を受けるということになったと思うのですけれども、有明興業さんはリサイクルに関してはかなり困難な混合廃棄物なども再生できるような事業も展開されていると思うんですが、今般幾つかの種類のリサイクル率は、有明興業に行くことでかなり上がるのでしょうか。それをお伺いいたします。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局（清掃リサイクル課長） 今般の有明興業への委託部分については、先ほどご説明がありましたとおり、本区の新木場にございますリサイクルパークとい

う、瓶、缶、ペットボトルの資源化に当たっての中間処理、この業務を有明興業のほうに請け負っていただくものでございます。したがいまして、リサイクルそのものの仕組みといいますか、そういういたところの変更ではなくて、中間処理の委託場所がかわるというふうにご理解いただければと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 基本的には許可については問題なしと思いますが、交通量の問題についてちょっと触れさせていただきます。今ご説明がありましたように、江東リサイクル協同組合がリサイクルパークに毎日持ち込んでいたわけなんですけれども、瓶・缶・ペット、1日何台この有明興業の工場に搬入をされるか。特に夏場はペットボトルが増加しますので、1台が2往復とか3往復ということもあるやに聞いておりますけれども、1日の搬入台数についてお示しください。

○事務局（都市計画課長） 今回の容量の増に伴いましての台数でございます。車両搬入台数としましては、現在56台あるものに対して80台ふえて136台。搬出については、現在1日20台のものが10台ふえて1日30台ということで、合計搬出入あわせて166台ということで伺っております。

○委員 全体的に見ればそんなに大きな量ではないかと思いますが、ご承知のように若洲ゴルフリンクスの西側の木材埠頭なんですが、昨年、東京都から将来この木材埠頭をコンテナ埠頭に変更したいというお話がありました。その時点で私は委員会で将来の交通量の問題はどうかというお話をさせていただいております。

したがって、今回そこの瓶・缶・ペットが、従来の新木場まで持っていたものを若洲まで持っていくことになると、当然のことながら、若洲に行くには若洲橋を渡って行かなければいけない。したがって、ここの交通集中ということが、当分問題ないと思うにせよ、将来的に国や東京都のいろんな事情で、コンテナ埠頭を木材埠頭につくるということについては、やはり我々江東区民としては問題提起をしなければいけないのかなというふうに思っておりますので、十分この辺の交通量の調査等々も含めて、区だけではなくて、東京都に対してもさまざまな要望を出していただきなど、これは要望しておきます。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

○委員 本件は都市計画上の支障はないと思っています。新しいリサイクルポートに移る背景についてはご説明ありました。それで、今後も区が持ち込んだものの再利用については、今までどおりの処理の工程ということで間違いないわけですね。この確認と。

それから、直接都市計画上関係ありませんけれども、江東区リサイクルパークが、もう20年くらい事業されてきたのが廃止になることから、そこに雇用されていた方々、障害者の方も含め、どれだけいらっしゃって、その方が今度の移行に伴って、新しいリサイクルポートのほうで引き続き雇用されるのかどうか、心配しているところです。お答えいただければと思います。

○事務局（清掃リサイクル課長） まず、1点目のリサイクルの仕組み、これは先ほど申し上げましたとおり、リサイクルの仕組みそのものは変更ございません。あくまでも有明興業にお願いするのは、中間処理、減容処理の部分になります。その先のリサイクルの工程については、これまでどおりというふうに考えてございます。

それから、現在リサイクルパークで働いている方々の処遇の関係でございますけれども、私どもとしては、今回新たな中間処理業者を募集するに当たっては、安定的な処理をお願いしたいという思いの中で公募をさせていただきました。

最終的には有明興業に委託予定事業者として決定させていただいたところでございますけれども、有明興業のほうには、今、働いている方々のノウハウの部分の活用も含めて、可能な限り雇用も含めてご検討いただきたい旨は私どものほうからお話をさせていただいているところでございます。

○委員 先ほど車両台数が搬出入合わせて166台増えるというご説明がありましたが、実際、ペットボトル、缶・瓶の現状の処理量、これが移った後も増えていくのかどうか、今後の見込みについてお示しいただきたいと思います。

○事務局（清掃リサイクル課長） 瓶・缶・ペットボトルの処理量の今後の予測でございますけれども、今回リサイクルパークを廃止いたしまして、民間事業者の活力を活用していくんだと。こういう方針を検討するに当たっては、一つは、ペットボトルの夏季の部分の対応が、ここ四、五年、リサイクルパークでの対応が困難になっている状況が続いていると。これが一つ要因としてございました。

今後も本区においては人口増加が見込まれてございます。処理量としては増えていく可能性が十分に高いという判断の中で、将来の処理量の増も含めて安定的な処理をしていただける事業者にお願いできないかということで公募をさせていただいたところでございます。人口増に伴う増については、十分考えられるかなというふうに考えてございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 ことしの夏も火災が起きたと思うんですけども、これまでに数度、私が聞き及んだところによると、ちょっとびっくりするような数字の火災の発生があ

るんですが、その辺の安全性の担保というんですか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（清掃リサイクル課長） 今年度に入ってからもたしか二度ほどだったかと思います。ぼや騒ぎがございました。私ども、有明興業については、これまで既に2件ほど容器包装リサイクル関係とあと不燃ごみの再資源化について委託している状況でございまして、事故等があった場合にはきちんと報告するようにということで契約してございます。

その報告の中で、私どもとしては、安全対策がきちんととれるのかというのは、再三にわたって確認をとらせていただいている。私どもに限らず、産廃事業者の許可決定権者ですとか、あるいは消防署等々からきつい指導が入っているやに聞いてございます。そんな中で、今後は安全対策をきっちりとつていただくよう、私どもも引き続き指導してまいりたい。そういうふうに考えてございます。

○委員 私のほうからは、今までリサイクルパークの中で現状としては中間処理が現実移っていくという形ですけれども、今までの中でも、先ほどもちょっと出ましたが、混合廃棄物、中間処理の中でも、要は非常にいろんなものがまざってきているものに関しては、なかなか処理的なものは難しいと言われているんですけども、リサイクルパークでやっていたときに、こうしたものがあったのかどうか、それをまずお伺いいたします。

○事務局（清掃リサイクル課長） 残渣の関係かと思います。基本的には瓶・缶・ペットボトルの中間処理ということで行ってございまして、区民の皆様にも週1回、瓶・缶・ペットボトルを同じ日に、集積所に出していただいている中の処理でございます。

瓶・缶・ペットボトル以外のものも多少まじっていたり、あるいは、かなり汚れていてリサイクルに向かないと、そういったものも多少入ってございます。そうしたものは、中間処理の中で選別過程がございますので、その中で除去いたしまして、質の高いものを資源化している、そういう状況でございます。今後も有明興業についても同じような作業をしていただく予定でございます。

○委員 わかりました。そういう意味でいうと、選別が非常に大変な中では、有明興業さんのホームページとかを見ますと、非常に専門性の高いレベルにあるなというのを感じておりますので、リサイクル関係、現状としては仕組みが変わるものではないという形で答弁を先ほどからいただいておりますけれども、こうしたリサイクル、今後ペットボトルなども増え、江東区としてはこうしたリサイクルも、ある程度お金はかかるいくわけありますけれども、こうしたリサイク

ルに取り組んでいく部分で考えていくと、やっぱり事業所を活用して、こうした事業所独自のさまざまな技術的なものとか、いろいろ今後提供しながら、技術を学びながらリサイクルを進めていただけるように、ちょっと要望して質問をさせていただきます。

○委員 私のほうから、●●議員のほうから質問がありましたけれども、交通量の問題で、公園があるんですよ、ここね。それと、30台くらいの増なんですねけれども、夏場に問題は起きないのか、それから環境整備の問題で、先ほど人口が増えてくるので量が増えてくるのではないかといったときに、台数ですね、そういうものにかなりな影響が出てくるのか、今のところの見通しをお伺いしておきます。

○事務局（都市計画課長） 今のところの増分でござりますれば、大きな問題はないということで認識してございます。ただ、委員おっしゃったように、今後また増えてきたりとか、いろんな地域の情勢が変わってくれば、やはり道路のあり方であるとか、その辺は区でも検討しますし、都や国にも働きかけていきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ござりますか。

（「なし」の声あり）

○会長 では、出尽くしたということで、それでは、委員の皆様にお諮りいたしたいと思います。本案につきましては、妥当である旨、答申することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので全員賛成と認めます。

よって本案は妥当であるとし、その旨、答申することといたします。

なお、区長宛答申文案につきましては、本職にご一任いただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

◎報告事項1 「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画の策定について」

○会長 それでは、次に、報告事項に入りたいと思います。

報告事項の1「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画の策定について」でございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） それでは、江東区オリンピック・パラリンピックまち

づくり基本計画について、ご説明させていただきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、江東区に多くの競技場が配置されるところでございます。競技場周辺の開発はますます加速していくところでございますけれども、これを一極性、一過性のもので終わらせる事なく、新たなレガシーを創造し、大会終了後も江東区が持続的に発展していくため、本江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画を策定したところでございます。この計画につきましては、本区のまちづくりに大きな影響をもたらすものでありますことから、本審議会にご報告するものでございます。

詳細につきましては、まちづくり推進課長からご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（まちづくり推進課長） それでは、私のほうから江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画について説明をさせていただきます。資料はお手元の資料番号2番の冊子でございます。こちらの冊子をダイジェストで、今日はパワーポイントにまとめてございますので、スクリーンのほうをごらんになりながら説明を聞いていただければと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、オリンピック・パラリンピックの競技会場に関する現状について説明をさせていただきます。

晴海の選手村、ちょっと小さくて恐縮です、真ん中にあります。晴海の選手村を中心に半径8キロメートル以内に、半径8キロの円の中ですね。ほとんどの競技場を配置するコンパクトなレイアウトとして計画されております。オレンジと赤の丸番号、こちらに集中しておりますけれども、これが江東区内の会場をあらわしております。

なお、この絵の中で中央防波堤地区、こちらについてなんですかけれども、まだ帰属が決まっていない部分もございますが、江東区に含めて記載をさせていただいております。

競技場につきましては、東京での開催が決定した後、想定以上に整備費がかかることなどから、東京にどのようなレガシーが残せるか、都民生活への影響、整備費高騰の懸念への対応という三つの視点から、東京都や大会組織委員会で会場計画の再検討を行っております。

招致ファイルでは、区内に17競技場が配置される予定でしたが、現在では8会場となってございます。赤の波線で示した会場が既に区外の会場へと変更となったもの、こちらですね。こういったところにつきましては、既に区外へ変

更となったものをあらわしております。

また、青の波線であらわされております、この3会場につきましては、現在協議を継続しているということでございます。この3会場につきましては、自転車関係でBMX、ベロドローム、それとマウンテンバイクコースといったものでございます。

こちらは江東区内に配置が決定している競技会場の一覧でございます。上のほうから読み上げますと、アーチェリーにつきましては、夢の島公園、カヌーのスプリントは海の森水上競技場、総合馬術につきましては海の森クロスカントリーコース、体操は有明体操競技場、ボートは海の森水上競技場、テニスは有明テニスの森、バレーボール、インドアとありますけれども、6人制のバレーにつきましては有明アリーナ、水泳の競泳、飛び込み、シンクロナイズドスイミングにつきましてはオリンピックアクアティクスセンター、水球については辰巳の国際競技場ということで、体操、テニス、バレーボール、水泳といった人気競技、それと、今の日本で言いますと、メダルが狙える競技、この会場が江東区内に整備されるということになっております。

江東区内には9競技、8会場が配置される予定でございまして、競技会場の多くが江東区内に整備されるということを考えても、大会開催の中心地の一つであるのではないかと言えるかと思います。

オリンピック・パラリンピックの競技場の配置について説明させていただきましたが、これからは江東区での取り組みについて説明をさせていただきます。

今見ていただきましたとおり、競技場が集中します江東湾岸エリアのまちづくりについて検討するため、江東区ではオリンピック・パラリンピックの開催決定直後の平成25年9月に、東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備推進本部を庁内に設置し、その後、平成25年12月、この都市計画審議会の会長を務めていただいている苦瀬先生に委員長となっていただきまして、まちづくり検討会議を立ち上げて検討を始めました。

また、昨年の7月から10月には「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」という区民の皆様の声を聞くイベントを開催して、本年6月に、これから説明させていただく江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画を策定いたしました。

この計画の背景と目的でございます。江東区に多くの競技場が配置されて、競技場周辺の開発はますます加速していくと思います。これを一極性、江東湾岸エリアだけではなく、一過性、オリンピック・パラリンピックの開催までだけでなく、

新たなレガシーを創造して、大会終了後も継続的に発展していくため本計画を策定しております。

次に、計画の視点です。区民からの声、これは「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」での意見ですとか、学識経験者の皆様の意見など、予算事業計画にないものも自由な発想により示された意見を生かしてございます。

計画のエリアです。2020年のオリンピック・パラリンピックの競技場周辺、それと、これ以外の下町の伝統が息づく深川・城東エリア、これらを含めて区内全域を計画エリアとしてございます。

計画の位置づけでございますが、上位計画であります江東区基本構想ですか、都市計画マスタープラン、こちらを踏襲して策定してございます。

計画の期間でございます。オリンピック・パラリンピックの開催を経て、レガシーを生かしたまちづくりが進むと想定される2030年までを計画期間と考えております。オリンピックが2020年で、その先2030年までということで考えてございます。区では2020年以降のまちづくりが特に重要と考えておりますし、特にユニバーサルデザインですか、防災性の向上、こういったことが特に重要なかというふうに考えてございます。

この計画の構成を簡単に説明させていただきます。まず、競技場が集中します江東湾岸エリアの目指す都市像を定め、その後、江東湾岸エリアを三つのゾーンに分けて、それぞれのエリアの目標を設定しております。さらに、江東湾岸エリアを土地利用、緑等々UDの10の視点とその方針、またそれぞれの実施案によりまちのにぎわい、活性化を引き出して、それを区内全域に波及させるという構成でございます。

目指すべき都市像と三つのゾーンを策定するに当たりまして、湾岸エリアの現状と課題、これを整理いたしました。

まず、有明北・有明南・豊洲地区でございます。この地区につきましては、物流や工場等を土地利用転換した大規模なマンション開発が進むエリアでございます。そのエリアにおきましては、図書館など公共公益施設ですか、スーパーマーケットなどの生活利便施設、子供が遊ぶ児童遊園がないといった現状がございます。

辰巳・夢の島・新木場地区です。辰巳の森海浜公園や夢の島公園など、規模の大きなレクリエーション施設が充実しておりますが、施設同士や駅等を結ぶ動線が確保されていないと。それと、新木場地区につきましては、鉄道を道路により分断されておりまして、両地区を結ぶ直線的な動線が必要というふうに考えております。

若洲・中央防波堤地区です。若洲海浜公園がありまして、キャンプ、ゴルフ、またヨット訓練場などもあり、レジャー施設としてのにぎわいがある。しかし、交通ネットワークの充実が必要なエリアというふうに考えてございます。

目指すべき都市像です。江東区の湾岸エリアは土地利用転換が進みまして、日々発展を続けております。そこに多くのオリンピック・パラリンピック競技場が配置されるため、ますます開発が進みます。このようなことから、オリンピック・パラリンピックの国際基準のスポーツに触れる機会を有効に活用するとともに、国内だけでなく、世界中からの多くの観光客や来訪者が安心して、そして楽しく過ごせるまちでなければならないと考えております。

そこで、3点。まずはスポーツを存分に堪能できる国際スポーツ都市、万が一の場合にも安全に過ごせる先進防災都市、新しい文化を発信する国際観光都市、この三つの都市像を掲げました。

湾岸エリア全体での目指すべき三つの都市像の実現に向けて、赤・緑・青の三つのゾーンでの取り組みを組み合わせてまちづくりを行ってまいります。

まず、赤で示されます有明北・有明南・豊洲地区です。こちらの地区です。こちらの地区につきましては、国際居住・観光ゾーンと銘打って整備を進めていきたいと。次が、緑で示されております辰巳・夢の島・新木場地区。こちらについては、スマートな環境エネルギーゾーン。青で示されます若洲・中央防波堤地区。こちらにつきましてはオアシスゾーンの実現を目指していきたいというふうに考えております。

10の視点とその方針でございます。土地利用、緑、水辺等々ありまして、UDまで10の視点がございます。この視点、それぞれに三つの方針、目指すべき方向性を定めまして実施案を提案しております。

実施案の例としましては、水辺では競技場が水辺に配置されることから、水上交通ネットワークの整備、桟橋やスロープの整備、カヌーなど水辺のスポーツ・レクリエーションの促進。防災の視点では、競技場の防災拠点化。スポーツ・レクリエーションの視点では、競技施設のにぎわい拠点化などの実施案を提案しております。この実施案につきましては、昨年実施した「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」でいただいたアイデアや意見を参考にしてございます。

資料2の7から16ページに10の視点と実施案の記載がございます。ここで資料2の8ページをごらんいただきたいと思います。視点2の緑とございます。その下に方針1というのがあります。江東湾岸エリア内の緑のネットワークの強化を行うと。その中の実施案の一つ目としまして、ミスト散水による季節感の演

出というものがございます。この頭を見ていただきますと、赤いダイヤマーク、それとオレンジの丸、それとオレンジの丸の下にはアンダーバー、下線が引いてございます。ここで8ページの右上、凡例を見ていただきたいんですけども、ダイヤの赤マークにつきましては、2020年までに実施することが望ましい提案、オリンピックまでに実施することが望ましい提案というものをあらわしております。オレンジにつきましては、江東湾岸エリア全体での実施案。赤・緑・青につきましては、先ほど説明させていただいた三つの地域での実施案と。それと、下線がありますけれども、こちらについてが区民からも寄せられたアイデアということで見ていただきたいと思います。

これを見ていただきますと、かなりの数の下線が引かれておりまして、区民から寄せられたアイデア、これを参考にしながらこの実施案については考えているということがおわかりいただけるかと思います。

次に、江東湾岸エリアでのまちづくりについては、10の視点とその方針の実現によりまして、交通インフラ等の整備による利便性・回遊性の向上、区内外からの観光客の増加、スポーツ環境の向上と区民のスポーツに対する機運の醸成などが図られます。

江東区では、これらの効果を江東湾岸エリアだけではなく、区内全域へと広げていくため、深川・城東エリアについても10の視点とその方針の考え方を継承して、まちづくりを進めていきます。

そのためには、南北都市軸の強化が必要と考えております。運河や河川を活用した舟運等の水上交通ネットワークの強化。それと、2点目が地下鉄8号線豊洲から住吉間、この延伸の実現による南北交通の強化。それと8号線の整備までには時間がかかりますので、区内南北や各地を結ぶ路線バスの充実、こういったものが必要と考えております。

この南北都市軸の強化の実現によりまして、今後増加します湾岸エリアへの来訪者を深川・城東エリアの観光名所へ誘導することができ、区内経済が活性化する。また、区民の南北方向への移動が活発となりまして、回遊性の向上、連携の強化が図れるといった効果が発現されます。

江東湾岸エリアのまちづくりによる効果を広げていくための取り組みとしまして、8点ほど提案してございます。深川・城東エリアには歴史資源や下町の文化が根づいているという特色がございます。これを活用したまちづくりが必要と考えまして、門前仲町の富岡八幡さんや亀戸の亀戸天神、レトロ商店街など、歴史資源、地域資源を生かしたまちづくり。

それですとか、横十間川や仙台堀川など親水公園を結んで回遊性の促進を図るなど、八つの取り組みを推進してまいります。

まちづくりの基本計画について説明させていただきましたが、この計画の実現のためには、国・東京都・民間事業者・江東区が連携して皆様とともに、それぞれの立場でまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えております。そのため、区では東京都を初め関係機関に要望を行っております。

こちらは平成26年7月、東京都での施設の基本設計が夏から始まるとして聞いておりましたので、区の意見を設計に取り入れてもらおうということで、昨年の7月に8点の要望をしました。

都市型ロープウェイの導入、それから競技場を設計施工するに当たりまして、木構造を採用してほしい。水上バスステーション・水上バス用スロープの整備、競技場ですか屋上の緑化とか、歩行動線に当たりましてはデッキの整備。それと、競技場のにぎわいの拠点化というもの、それと防災拠点化を図ってくれないかという8点の要望をしてまいりました。

本年7月にレガシーを未来へ引き継ぐための要望としまして、昨年の8点に続きまして14点の項目を東京都を初め国ですか、民間事業者に対して要望させていただいております。

まず、1から3番につきましてが地下鉄8号線、水辺を生かした水上交通ネットワーク、バス路線の充実ということで、南北都市軸の強化について要望をしております。

4点目が安全で円滑・快適な輸送の実現と環境に優しい社会を目指したいということで、自転車利用環境の整備充実を。

5番としまして、駅から競技場までの動線の強化。快適で円滑な移動が楽しめるまちを目指したいと。

6点目が先進的なUD、ユニバーサルデザインのまちを目指したいということで、誰もが迷わず、円滑な利用ができる施設づくりの推進というものを要望させてもらいました。

7点目がオリンピック・パラリンピック開催の歴史を形として残したいということで、絵が小さくて恐縮ですけれども、夢の島から辰巳にかけては競技場が集中する、そして緑も集中する。真ん中には運河がありまして、そこには港湾計画の中で海浜公園の整備なんかもあるということもありまして、オリンピックパークができないかといった要望をさせてもらいました。

8点目が安全・安心なまち、防災性、防犯性の高いまちの実現を。

9番と10番につきましては、C I G、江東区で取り組んでおりますCITY IN THE GREENの関係で、緑化の推進ですとか海の森の活用の推進を。

11番で、スポーツが地域と結びついたまちということで、カヌーを初めとした水辺のレジャー、レクリエーション施設の整備を。

12番では国際大会の誘致ということで、オリンピック・パラリンピック後も国際水準のスポーツの施設ですとか、その運営能力を世界へ発信したいということで考えております。

13番が国際観光都市を目指すために、区内の観光施設、観光資源を活用した都市型観光の推進を。

14番としまして、旅行者を迎える快適な滞在環境の整備ということで、フリーWi-Fiの整備の推進といったものを要望してまいりました。要望項目について説明をさせていただきました。

以上で説明を終わりますが、江東区ではこの計画をもとに、オリンピック・パラリンピック開催時はもちろん、レガシーを生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

本件につきまして、ご不明な点、ご意見、ご質問、何かお聞きになりたいことがございましたらお願いをいたします。

○委員 江東区のオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画というのは承知しておりますけれども、私これを全部読んでいていつも思うことは、今日は警察が来ていませんけれども、消防の方々、安心・安全にこのオリンピックが行われていくために、防犯上の問題とか、特に夏場の暑い時期にオリンピックをやるんですね。そういうところで、東京都は消防庁とかそういうところと安全対策とか、そういうことも施設の中に盛り込むとか、そういうものが見えてこないんですけれども、具体的にそういう対策というのはどうなっていますか。その1点だけちょっとお話し願いたいと思います。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局（まちづくり推進課長） 東京都に対しまして、ミストの整備なんかも要望しておりますけれども、今、基本設計が終わりまして、実施設計に入ってくる段階だと思います。その中では、夏場の開催でございますが、施設については暑さ対策というのも図られていくのかなというふうに考えます。

あと、まちの防犯性とかにつきましても、この中で要望させていただいておりまして、こちらについては、まだ移動の動線なんかも決まっていないようですし、

この後、決まってくるのかなと考えておりますので、東京都と情報を密に取るようにしていきたいというふうに考えております。

○委員 以前は、日本は世界一安全なまちだと言われたんですけれども、最近犯罪とか変なニュースがどんどん流れてくるので、また警察や消防庁のほうも安全の面とか、そういうことを十二分に対応していってもらいたいと要望だけしておきます。

○会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○委員 1点だけ。オリンピックの競技会場と、それから主要駅を結ぶ動線の問題なんですけれども、オリンピック・パラリンピックは2020年のある時期だけです。ただ、考えてみると、例えば有明アリーナですか、バレーボールの会場は恒久施設で、かつ東京都の説明によると、オリンピックが終わった後も1万数千人のイベントができるような施設として残したいと。これは施設のメンテナンスにかかる費用等々を考えれば、スポーツに限らず、いろんなコンサートですか、そういうものに活用するというのもやむを得ないと思いますが、特に有明地区は、例えば海の森とか夢の島と違って、今後ともマンション等の建設が見込まれ、住民の方も多く住まわれる地域になると思います。その辺は十分に、いわゆるコンサート会場と駅を結ぶ動線が住民の迷惑にならないよう、これは特段配慮する必要があると思いますが、区としてはどのようにお考えになっているでしょうか。

○事務局（まちづくり推進課長） 昨年の要望にも取り入れたんですけども、有明地区のユニバーサルデッキの整備というものを要望しております。これは有明地区が物流の拠点になっていることもあります。さらには委員おっしゃるとおり、大規模なマンションが大分開発されていると。この後も大きなマンションが開発されるというふうに考えております。

その競技会開催時には、住民と観客との分離というのも必要なのかなと考えますし、さらには、この地区は物流拠点でもあり大型の道路が多いということから、駅から競技会場までデッキで結ぶことを要望しております。それがレガシーとして残って、有明アリーナは公設施設でございますけれども、そこまで結ぶデッキができれば、オリンピック・パラリンピック開催後もコンサート等の開催時についても安全に観光客が移動できる。さらには、住民も駅まで安全に移動できるというふうに考えてございます。ということから、今後も要望していきたいと考えております。

以上です。

○委員 オリンピックの大会時、大会後ですけれども、深川・城東エリアと湾岸エリアを結ぶという点は、急いでも8号線が20年には間に合わないと。20年から少し後になると。暫定として路線バスや水上交通のネットワークということですけれども、路線バスはどこを走るのか。例えば、競技場前を経由するような路線バスも考えながら、オリンピック後も考えながら、ルートを新設したり変更したりするなど、城東・深川エリアと湾岸エリアの南北交通という点を今後のまちづくりとして強化していってほしいと思います。

この基本計画の中でも、観光客を城東・深川の観光名所へとありますけれども、なおさら短い区間ではなくて、例えば、亀戸から有明の競技場を経由しながら回遊できるように、レガシーとして残していくことが、今後の南部地域のまちづくりにとっても、内陸のまちづくりにとっても非常に有効だろうと思いますので、江東区から東京都のほうに、具体的な交通網を提案していっていただきたいと思います。その点のお考えについてお伺いします。

○事務局（交通対策課長） バス路線についてのご質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。都バス路線の充実につきましては、従前から東京都に対して強く要望しているところでございますけれども、オリンピック開催を契機としまして、さらに、いわゆる区内南北軸の強化という観点から要望を続けているところでございます。

先ほど来お話をざいますように、各競技施設が今後レガシーとして活用されていくためには、当然そこに行くアクセスが必要であると。かつ区内の各地域から、そこにアクセスできるということが重要だと考えてございます。そうした観点から要望をしているところでございます。

委員からご指摘ございました、具体的に亀戸からいわゆる臨海部の各競技施設へという話も、私どもからしてございます。実際に既存の路線とどうバランスをとっていくか、バス停留場をどこに配置するのか、いわゆる技術的な課題もあるというふうに聞いてございますが、引き続きこうした観点から東京都に提案あるいは要望をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○委員 ただいまのご意見に関連するんですが、オリンピックを控え、特に臨海部のほうは注目を浴びているところでございますけれども、先日9月24日に豊洲のシビックセンターがオープンしました。江東区の亀戸方面から豊洲のほうに向かって、また豊洲の市場も秋には開場されるんですけれども、早急にオリンピッ

クを待たずに、また将来はオリンピック会場につながるように、特に亀戸方面から豊洲のほうにつながる路線を早急に検討していただきたいなど、そのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（交通対策課長）　　ただいまのご指摘につきましても、豊洲も含めていわゆる亀戸・城東地区・あるいは既存の深川エリアから臨海部へのアクセスということについては、引き続き強く充実を求めていきたいと考えております。以上です。

○会長　　ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

○会長　　ありがとうございます。

私もいろんなところでこの話の質問を受けたり、お手伝いする場面があるんですけれども、今は5年前なので、競技場をつくったり、どちらかというとハードな議論が多くて、あと2年くらいすると、どうやって運用しようかとか、その後もどうやって使おうかという議論が出てきて、1年くらい前から本格的に、そのときどうすると、こんなふうになるのかなと思っております。　引き続き江東区の皆様方は頑張って、よりよいチャンスということで、いいレガシーにしていただければありがたいと思っています。

ほかにございますか。

○委員　　都への要望というところで、都市型ロープウェイの絵が出ておりますが、都に対してロープウェイ構想というのは申請とか要望をいたしております。ちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局（まちづくり推進課長）　　都市型ロープウェイの導入というものを昨年の7月に都に対して要望してございます。こちらにつきましては、ロープウェイの設置ですか、運営については民間事業者の方で案を出して、民間事業者のお金で設置、運営をしていくという案が我々区のほうに来ましたもので、この要望を載せたんですけれども、都に対するお願いとして想定されておりましたのが、環状2号線の道路の中にロープウェイの柱を立てて、ロープウェイをつくっていきたいという案がございましたので、その設置につきましての占用のお願いですか、そういったことで東京都への要望をさせていただいたということでございます。

○会長　　ほかにございますか。
(「なし」の声あり)

◎その他

○会長 それでは、本日予定いたしました審議案件並びに報告事項は全て終了いたしました。

議事次第によりますと 7 番目にその他というのがございますが、何かございますか。

○事務局（都市計画課長） 本日はありがとうございました。次回のお知らせでございます。次回、第 136 回江東区都市計画審議会でございますけれども、平成 27 年 12 月 25 日、金曜日、午後 2 時よりということで、ここ江東区議会全員協議会室で予定してございますので、皆様また次回のご審議よろしくお願いを申し上げてご連絡とさせていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第 135 回江東区都市計画審議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後 2 時 58 分 閉会